

官報

主要目次

- 府令
○法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正
○文部省組織規程の一部改正
○連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に通知した事項
○連合国財産の引渡し命令
○連合国財産管理人解任
○無線局承認
○外国為替及び外国貿易管理法により両替業務を営むことについての認可
○第十五回大和定期預金の細目等
○三重県信用組合第十回愛郷定期貯金の細目等
○豊橋市信用組合第一回増増金定期貯金の細目等
○京都府信用組合信用金庫第十回定期預金の細目等
○十和田湖増殖漁業協同組合の漁場計画免許
○電気用品の型式承認
○国際観光ホテル整備法によるホテルの登録
○太陽簡易郵便局設置
○鉄道郵便局及びその出張所等に関する件の一部改正
○保安林解除(島根県)

府令

法務府令第四号
法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則(昭和二十四年法務府令第十二号)の一部を次のように改正する。
昭和二十七年一月十四日
法務総裁 木村篤太郎
別表岡山地方方法務局の部玉島支局の款同支局の項を次のように改める。

Table with 2 columns: Location (岡山県) and Branch Name (玉島支局). Lists various sub-branches like 玉島市, 岡山県, 玉島市, etc.

附則
この府令は、公布の日から施行する。

省令

文部省令第一号

文部省組織規程(昭和二十四年文部省令第二十一号)の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和二十七年一月十四日
文部大臣 天野 貞祐
文部省組織規程の一部を改正する省令
文部省組織規程(昭和二十四年文部省令第二十一号)の一部を次のように改正する。
第二條第十号中「中央教育職員資格審査会」を「教職員資格再審査会」に改め、同條第五号を第六号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第四号の次に次の一号を加える。
五 文化功労者年金法(昭和二十六年法律第百二十五号)に基く事務を処理すること。
第三條第三号を同條第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第二号の次に次の一号を加える。
三 文部省の組織等に関し、調査し、企画し及び立案すること。
第六條第一号中「又は組合」を削る。
第七條第三号を次のように改める。

八 関係課と連絡して、教護院及び少年院の教科に関する事項の報告についての事務を処理すること。
第十一條第二号中「国立電波高等学校」を「国立電波高等学校及び国立商船高等学校」に改め、同條第八号を次のように改める。
八 大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号)に基く事務を処理すること。
第十二條第二号を同條第三号とし、以下第十二号まで一号ずつ繰り下げ、同條第十三号を削り、同條第十五号中「職業教育及び職業指導分科審議会」を「中央産業教育審議会」に改め、同條第一号の次に次の一号を加える。
二 関係局課と連絡して、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)に基く事務(同法第十五條第一項第三号及び第四号に規定するもの、同法同條第二項第一号に規定するもののうち短期大学に規定するもの並びに同法第十九條に規定するものを除く)を処理し、及び同法の実施に関し、関係局課の事務の連絡調整を行うこと。
第十六條第八号を次のように改める。
八 大学行政官講習に関する事務について、企画し、連絡調整すること。
第十七條第六号を同條第七号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第五号の次に次の一号を加える。
六 関係局課と連絡して、産業教育振興法第十五條第一項第四号及び同條第二項第一号に規定する事務のうち、短期大学に関するものを処理すること。
第十八條第八号を同條第九号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第七号の次に次の一号を加える。
八 関係局課と連絡して、産業教育振興法第十五條第一項第四号に規定する事務のうち、大学に関するものを処理すること。
第十九條第三号中「指導と助言」を「援助と助言」に、同條第七号中「大学の学校農場その他の」を「学生の厚生を目的とする」に、「指導と援助」を「援助と助言」に改め、同條第十号を削り、同條第十一号を同條第十号とし、以下一号ずつ繰り上げる。
第二十一條第十八号中「科学映画等分科審議会、学術刊行物用紙割当分科審議会、学術文献総合目録分科審議会、学術文献紹介分科審議会、学術資料分科審議会及び学術用語調査分科審議会」を「科学映画等分科審議会、学術用語調査分科審議会、学術文献紹介分科審議会、学術資料分科審議会、学術刊行物用紙割当分科審議会」に改め、同條第十二号を同條第十三号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第十一号の次に次の一号を加える。
十二 民間学術研究機関の助成に関する法律(昭和二十六年法律第二百二十七号)に基く事務を処理すること。
第二十三條第十二号中「父母と先生の会」分科審議会、純潔教育分科審議会、青少年教育分科審議会、児童文化分科審議会、労働者教育分科審議会、学校開放分科審議会、「学校開放分科審議会、純潔教育分科審議会、青少年団体分科審議会、青少年教育分科審議会、児童文化分科審議会、労働者教育分科審議会、父母と先生の会分科審議会」に改め、同條第九号を同條第十号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第八号の次に次の一号を加える。
九 社会教育主事講習を実施し、又はこの講習に関する事務について企画し、及び連絡調整すること。
第二十四條第七号を同條第十二号とし、同條第三号を同條第七号とし、以下同條第五号まで四号ずつ繰り下げ、同條第二号の次に次の四号を加える。

毎日文庫
昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

三 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)に基づく事務を処理する
 四 司書及び司書補の講習を実施し、又はこの講習に関する事務を処理する
 五 博物館法(昭和二十六年法律第百八十五号)に基づく事務を処理すること
 六 学芸員の講習を実施し、又はこの講習に関する事務を処理すること
 七 及び道路調整すること
 八 第二十四條第十号の次に次の一号を加える
 九 社会教育施設分科審議会に対し、関係課と連絡して専門的、技術的な援助と助言を與へること
 十 第二十五條第三号を同條第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第二号の次に次の一号を加える
 十一 國民体育館を管理運営し、及び移備すること
 十二 第二十六條第七号中「教育映画分科審議会」を「教育映画等審査分科審議会」に改める
 十三 第三十條第三号中「統計調査を行うために必要な資料」を「統計調査の資料」とし、同條第五号中「統計調査計画」を「統計調査」とし、同條第七号中「統計調査」を「統計」に改める

第三十三條第八号中「及び教科書出版資格審査会」を「関係課と連絡して」を削る
 第三十五條第八号中「文部省所管の公共事業費」を「この局所管の文教施設費」に改め、同條第五号を同條第七号とし、以下二号ずつ繰り下げ、同條第四号の次に次の二号を加える
 五 私立学校の振興のための各種の助成に関する事務を処理すること
 六 関係課と連絡して、産業教育振興法第十九條において適用する(同法第十五條第一項第四号に規定する事務を除く)を処理すること
 七 第三十九條第三号中「文部省所管の公共事業費」を「予算案の準備、認定等に関する事務」を「公立の文教施設の復旧整備」に改め、同條第四号を同條第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第三号の次に次の一号を加える
 八 関係課と連絡して、産業教育振興法第十五條第一項第三号に規定する事務及び同法同項第四号に規定する事務のうち公立の大学及び短期大学の施設に関するものを処理すること

第四十條第三号中「又は入手のあつた旋子等の事務」を「又は入手あつた旋子等の事務」を「又は入手あつた旋子等の事務」に改める
 第四十一條第五号を次のように改める
 五 貴金屬管理法(昭和二十五年法律第百二十八号)に基づき、教育、学術研究、宗教施設又は文化施設の用に供せられる貴金屬の需要量を確保し、その配分を行ふこと
 六 第四十二條第三号中「保全」を「防災その他保全」に、「助言」を「援助」に改め、同條第五号を同條第六号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第四号の次に次の一号を加える
 五 文教施設に関する資料を収集し、整理研究し、及びその結果を利用すること

この省令は、公布の日から施行し、文化功勞者年金法、宗教法人法、昭和二十六年度に入學する児童に対する教科用図書の特典に関する法律、大学入學資格検査規則、産業教育振興法、民間学術機関の助成に関する法律、図書館法及び博物館法に基づく事務に関する規定は、これらの法令の施行の日から適用する

告示
 一 總理府告示第一号
 連合國財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項の規定により、東京復興産業株式会社(東京都中央区銀座五丁目一番地)に対し、その占有する左に掲げる財産を昭和二十七年一月二十日(木曜日)午後五時(午後五時)までに、東京復興産業株式会社に引渡すこととした。
 二 總理府告示第二号
 連合國財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第一号の規定により、左に掲げる財産に関する連合國財産管理人朝日信託銀行株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目六番地)を解任した。
 昭和二十七年一月十四日
 内閣總理大臣 吉田 茂

●電波監理委員会告示第七十号
 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與へた。
 昭和二十七年一月十四日
 電波監理委員会委員長 富安 謙次
 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十六日 第一二七〇号
 二 承認を受けた者 國家公安委員会
 三 無線局の種類 基地局
 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 國家公安委員会所屬の茨城県内及びその周辺を移動範圍とする各陸上移動局
 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
 七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
 八 設置場所 茨城県稲敷郡江戸崎町甲二六五番地 東緯一四〇度一九分 北緯三三度五七分
 九 呼出名称、電波の型式、周波数、發振方式、変調方式及び空中線電力
 さかい F三 四三・六七Mc 水晶發振 位相変調 五〇W
 十 空中線の型式及び構成 スリープ
 十一 運用許容時間 常時
 ●電波監理委員会告示第七十一号
 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與へた。
 昭和二十七年一月十四日
 電波監理委員会委員長 富安 謙次
 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十六日 第一二七二号
 二 承認を受けた者 國家公安委員会
 三 無線局の種類 基地局
 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 國家公安委員会所屬の茨城県内及びその周辺を移動範圍とする各陸上移動局
 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
 七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
 八 設置場所 茨城県稲敷郡江戸崎町甲二六五番地 東緯一四〇度一九分 北緯三三度五七分
 九 呼出名称、電波の型式、周波数、發振方式、変調方式及び空中線電力
 さかい F三 四三・六七Mc 水晶發振 位相変調 五〇W
 十 空中線の型式及び構成 スリープ
 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第七十二号
 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與へた。
 昭和二十七年一月十四日
 電波監理委員会委員長 富安 謙次
 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十六日 第一二七三号
 二 承認を受けた者 國家公安委員会
 三 無線局の種類 陸上移動局
 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 國家公安委員会所屬の茨城県内及びその周辺を移動範圍とする各陸上移動局
 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
 七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
 八 設置場所 茨城県内及びその周辺を移動範圍とする各陸上移動局
 九 呼出名称、電波の型式、周波数、發振方式、変調方式及び空中線電力
 つくばさん F三 四三・六七Mc 水晶發振 位相変調 五〇W
 十 空中線の型式及び構成 スリープ
 十一 運用許容時間 常時
 ●電波監理委員会告示第七十三号
 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與へた。
 昭和二十七年一月十四日
 電波監理委員会委員長 富安 謙次
 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十六日 第一二七四号
 二 承認を受けた者 國家公安委員会
 三 無線局の種類 陸上移動局
 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 國家公安委員会所屬の茨城県内及びその周辺を移動範圍とする各陸上移動局
 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
 七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
 八 設置場所 茨城県内及びその周辺を移動範圍とする各陸上移動局
 九 呼出名称、電波の型式、周波数、發振方式、変調方式及び空中線電力
 たかはき F三 四一・八一Mc 水晶發振 位相変調 二五W
 十 空中線の型式及び構成 ホイップ
 十一 運用許容時間 常時

<p>●電波監理委員会告示第八十五号 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。 昭和二十七年一月十四日 電波監理委員会委員長 富安 謙次</p> <p>一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十九日 第四一三二号 二 承認を受けた者 国家公安委員会 三 無線局の種類 固定局 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定移動業務を行う。 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の島根県内の各固定局 六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日 八 設置の場所 島根県安芸郡佐伯市志志字安三院山 北緯一三三度三八分 東經一三五度〇八分 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 おんたさんべさん F三三・八三三M 水晶発振 位相変調 五〇W 十 空中線の型式及び構成 スリープ 十一 運用許容時間 常時</p> <p>●電波監理委員会告示第八十六号 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。 昭和二十七年一月十四日 電波監理委員会委員長 富安 謙次</p> <p>一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十九日 第四一三三号 二 承認を受けた者 国家公安委員会 三 無線局の種類 固定局 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定移動業務を行う。 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の島根県内の各固定局 六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日 八 設置の場所 島根県安芸郡安来町大字安来一三三 北緯一三三度二五分 東經一三五度二五分 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 やすぎ F三三・八三三M 水晶発振 位相変調 五〇W 十 空中線の型式及び構成 スリープ 十一 運用許容時間 常時</p> <p>●電波監理委員会告示第八十七号 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。 昭和二十七年一月十四日 電波監理委員会委員長 富安 謙次</p> <p>一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十九日 第四一三三号 二 承認を受けた者 国家公安委員会 三 無線局の種類 固定局 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定移動業務を行う。 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の島根県内の各固定局 六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日 八 設置の場所 島根県大原郡木次町大字木次三七六 北緯一三三度四四分 東經一三四度一七七分 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 はまだ F三三・八三三M 水晶発振 位相変調 五〇W 十 空中線の型式及び構成 スリープ 十一 運用許容時間 常時</p>		<p>●大蔵省告示第六十六号 外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十四條第一項の規定により、兩營業務を営むことについて次のとおり認可した。 昭和二十七年一月十四日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>名 稱 業務の内容 營業所名 所在地 業務開始 認可年 株式会社ホ 外國通貨の売買 株式会社ホ 東京都千代田区丸の内 昭和二十七年一月十五日 キョウ 向付られ又は外國通貨をもつ キョウ 丁目二番 十五日 七日 一月</p>
<p>●大蔵省告示第六十九号 朝増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、三重県信用組合第一回朝増金附貯蓄の細目等を次のように定める。 昭和二十七年一月十四日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>用組合第一回朝増金附貯蓄の細目等</p> <p>一 名 稱 三重大臣 池田 勇人 二 條 件 三重大臣 池田 勇人 三 取 扱 の 時 期 昭和二十七年一月十四日から同年二月二十九日まで。 四 割 増 金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。</p> <p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇,〇〇〇円 一 一等 一〇,〇〇〇円 一 二等 一〇,〇〇〇円 一 三等 一〇,〇〇〇円 一 四等 一〇,〇〇〇円 一 五等 一〇,〇〇〇円 一 六等 一〇,〇〇〇円 一 七等 一〇,〇〇〇円 一 計 一〇,〇〇〇円 一</p> <p>五 抽せん期日 昭和二十七年三月十日 六 抽せん期日 昭和二十七年三月十日 七 抽せん期日 昭和二十七年三月十日</p> <p>●大蔵省告示第七十号 朝増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、京都府信用組合第一回朝増金附貯蓄の細目等を次のように定める。 昭和二十七年一月十四日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>用組合第一回朝増金附貯蓄の細目等</p> <p>一 名 稱 京都府信用組合第一回朝増金附貯蓄 二 條 件 京都府信用組合第一回朝増金附貯蓄 三 取 扱 の 時 期 昭和二十七年一月十四日から同年三月十日まで。 四 割 増 金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。</p> <p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇,〇〇〇円 一 一等 一〇,〇〇〇円 一 二等 一〇,〇〇〇円 一 三等 一〇,〇〇〇円 一 四等 一〇,〇〇〇円 一 五等 一〇,〇〇〇円 一 六等 一〇,〇〇〇円 一 七等 一〇,〇〇〇円 一 計 一〇,〇〇〇円 一</p> <p>五 抽せん期日 昭和二十七年三月十日 六 抽せん期日 昭和二十七年三月十日 七 抽せん期日 昭和二十七年三月十日</p>	<p>●大蔵省告示第七十一号 朝増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、大垣信用金庫第五回ニコニコ定期預金の細目等を次のように定める。 昭和二十七年一月十四日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>金庫第五回ニコニコ定期預金の細目等</p> <p>一 名 稱 大垣信用金庫第五回ニコニコ定期預金 二 條 件 大垣信用金庫第五回ニコニコ定期預金 三 取 扱 の 時 期 昭和二十七年一月十四日から同年三月十日まで。 四 割 増 金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権四千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。</p> <p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇,〇〇〇円 一 一等 一〇,〇〇〇円 一 二等 一〇,〇〇〇円 一 三等 一〇,〇〇〇円 一 四等 一〇,〇〇〇円 一 五等 一〇,〇〇〇円 一 六等 一〇,〇〇〇円 一 七等 一〇,〇〇〇円 一 計 一〇,〇〇〇円 一</p> <p>五 抽せん期日 昭和二十七年三月十日 六 抽せん期日 昭和二十七年三月十日 七 抽せん期日 昭和二十七年三月十日</p>	

<p>●電波監理委員会告示第八十五号 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。 昭和二十七年一月十四日 電波監理委員会委員長 富安 謙次</p> <p>一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十九日 第四一三二号 二 承認を受けた者 国家公安委員会 三 無線局の種類 固定局 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定移動業務を行う。 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の島根県内の各固定局 六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日 八 設置の場所 島根県安芸郡佐伯市志志字安三院山 北緯一三三度三八分 東經一三五度〇八分 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 おんたさんべさん F三三・八三三M 水晶発振 位相変調 五〇W 十 空中線の型式及び構成 スリープ 十一 運用許容時間 常時</p> <p>●電波監理委員会告示第八十六号 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。 昭和二十七年一月十四日 電波監理委員会委員長 富安 謙次</p> <p>一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十九日 第四一三三号 二 承認を受けた者 国家公安委員会 三 無線局の種類 固定局 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定移動業務を行う。 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の島根県内の各固定局 六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日 八 設置の場所 島根県安芸郡安来町大字安来一三三 北緯一三三度二五分 東經一三五度二五分 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 やすぎ F三三・八三三M 水晶発振 位相変調 五〇W 十 空中線の型式及び構成 スリープ 十一 運用許容時間 常時</p> <p>●電波監理委員会告示第八十七号 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。 昭和二十七年一月十四日 電波監理委員会委員長 富安 謙次</p> <p>一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十九日 第四一三三号 二 承認を受けた者 国家公安委員会 三 無線局の種類 固定局 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定移動業務を行う。 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の島根県内の各固定局 六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日 八 設置の場所 島根県大原郡木次町大字木次三七六 北緯一三三度四四分 東經一三四度一七七分 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 はまだ F三三・八三三M 水晶発振 位相変調 五〇W 十 空中線の型式及び構成 スリープ 十一 運用許容時間 常時</p>		<p>●大蔵省告示第六十六号 外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十四條第一項の規定により、兩營業務を営むことについて次のとおり認可した。 昭和二十七年一月十四日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>名 稱 業務の内容 營業所名 所在地 業務開始 認可年 株式会社ホ 外國通貨の売買 株式会社ホ 東京都千代田区丸の内 昭和二十七年一月十五日 キョウ 向付られ又は外國通貨をもつ キョウ 丁目二番 十五日 七日 一月</p>
<p>●大蔵省告示第六十九号 朝増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、三重県信用組合第一回朝増金附貯蓄の細目等を次のように定める。 昭和二十七年一月十四日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>用組合第一回朝増金附貯蓄の細目等</p> <p>一 名 稱 三重大臣 池田 勇人 二 條 件 三重大臣 池田 勇人 三 取 扱 の 時 期 昭和二十七年一月十四日から同年二月二十九日まで。 四 割 増 金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。</p> <p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇,〇〇〇円 一 一等 一〇,〇〇〇円 一 二等 一〇,〇〇〇円 一 三等 一〇,〇〇〇円 一 四等 一〇,〇〇〇円 一 五等 一〇,〇〇〇円 一 六等 一〇,〇〇〇円 一 七等 一〇,〇〇〇円 一 計 一〇,〇〇〇円 一</p> <p>五 抽せん期日 昭和二十七年三月十日 六 抽せん期日 昭和二十七年三月十日 七 抽せん期日 昭和二十七年三月十日</p> <p>●大蔵省告示第七十号 朝増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、京都府信用組合第一回朝増金附貯蓄の細目等を次のように定める。 昭和二十七年一月十四日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>用組合第一回朝増金附貯蓄の細目等</p> <p>一 名 稱 京都府信用組合第一回朝増金附貯蓄 二 條 件 京都府信用組合第一回朝増金附貯蓄 三 取 扱 の 時 期 昭和二十七年一月十四日から同年三月十日まで。 四 割 増 金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。</p> <p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇,〇〇〇円 一 一等 一〇,〇〇〇円 一 二等 一〇,〇〇〇円 一 三等 一〇,〇〇〇円 一 四等 一〇,〇〇〇円 一 五等 一〇,〇〇〇円 一 六等 一〇,〇〇〇円 一 七等 一〇,〇〇〇円 一 計 一〇,〇〇〇円 一</p> <p>五 抽せん期日 昭和二十七年三月十日 六 抽せん期日 昭和二十七年三月十日 七 抽せん期日 昭和二十七年三月十日</p>	<p>●大蔵省告示第七十一号 朝増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、大垣信用金庫第五回ニコニコ定期預金の細目等を次のように定める。 昭和二十七年一月十四日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>金庫第五回ニコニコ定期預金の細目等</p> <p>一 名 稱 大垣信用金庫第五回ニコニコ定期預金 二 條 件 大垣信用金庫第五回ニコニコ定期預金 三 取 扱 の 時 期 昭和二十七年一月十四日から同年三月十日まで。 四 割 増 金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権四千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。</p> <p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇,〇〇〇円 一 一等 一〇,〇〇〇円 一 二等 一〇,〇〇〇円 一 三等 一〇,〇〇〇円 一 四等 一〇,〇〇〇円 一 五等 一〇,〇〇〇円 一 六等 一〇,〇〇〇円 一 七等 一〇,〇〇〇円 一 計 一〇,〇〇〇円 一</p> <p>五 抽せん期日 昭和二十七年三月十日 六 抽せん期日 昭和二十七年三月十日 七 抽せん期日 昭和二十七年三月十日</p>	

169 昭和27年1月14日 月曜日

官 報

第7503号

昭和27年1月14日 月曜日

官 報

第7503号 168

▽第一六五号	名古屋市中村区岩塚町字流	日活電線製造株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一六六号	名古屋市中村区八幡町五の六	愛知電線株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一六七号	名古屋市中村区尾久町六の六	尾久電線株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一六八号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一六九号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七〇号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七一号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七二号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七三号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七四号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七五号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七六号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七七号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七八号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七九号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八〇号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八一号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八二号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八三号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八四号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八五号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八六号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八七号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八八号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八九号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一九〇号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線

●大蔵省告示第七十二号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、高岡信用金庫改組記念定期貯蓄の細目等を次のように定める。
 昭和二十七年一月十四日
 大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第七十三号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、高岡信用金庫改組記念定期貯蓄の細目等を次のように定める。
 昭和二十七年一月十四日
 大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第七十四号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、川尻信用金庫改組記念定期貯蓄の細目等を次のように定める。
 昭和二十七年一月十四日
 大蔵大臣 池田 勇人

●運輸省告示第三号
 國營觀光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第四條の規定により、昭和二十六年十二月十五日次のホテルを登録した。
 昭和二十七年一月十四日
 運輸大臣 村上 義一

●郵政省告示第七号
 簡易郵便規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第六條の規定に基づき、昭和二十七年二月一日から次の簡易郵便局を設置する。
 昭和二十七年一月十四日
 郵政大臣 佐藤 栄作

●島根県告示（保解）第二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第二項及び第四十條に基き、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二條の規定により、次の保安林を解除する。
 昭和二十七年一月十四日
 島根県知事 恒松 安夫

●正誤
 一、島根県那賀郡利村字前浜二〇三の四
 以上島根県那賀郡利村長島田信博の申請に係るものであつて防風林の必要が消滅したものと認めらるる。二、島根県那賀郡利村大字村北字下三六一七六の八
 以上島根県那賀郡利村地地委員会長伊藤昇の申請に係るものであつて魚つき林の必要が消滅したものと認めらるる。

●内閣
 統計委員会
 統計委員会委員長 美濃部亮吉
 副委員長 小島 豊
 委員 池田 勇

▽第一六五号	名古屋市中村区岩塚町字流	日活電線製造株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一六六号	名古屋市中村区八幡町五の六	愛知電線株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一六七号	名古屋市中村区尾久町六の六	尾久電線株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一六八号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一六九号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七〇号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七一号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七二号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七三号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七四号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七五号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七六号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七七号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七八号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一七九号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八〇号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八一号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八二号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八三号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八四号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八五号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八六号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八七号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八八号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一八九号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線
▽第一九〇号	八代市本町四の二七	日新電線工業株式会社	錫めつき軟銅線

●大蔵省告示第七十二号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、高岡信用金庫改組記念定期貯蓄の細目等を次のように定める。
 昭和二十七年一月十四日
 大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第七十三号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、高岡信用金庫改組記念定期貯蓄の細目等を次のように定める。
 昭和二十七年一月十四日
 大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第七十四号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、川尻信用金庫改組記念定期貯蓄の細目等を次のように定める。
 昭和二十七年一月十四日
 大蔵大臣 池田 勇人

●運輸省告示第三号
 國營觀光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第四條の規定により、昭和二十六年十二月十五日次のホテルを登録した。
 昭和二十七年一月十四日
 運輸大臣 村上 義一

●郵政省告示第七号
 簡易郵便規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第六條の規定に基づき、昭和二十七年二月一日から次の簡易郵便局を設置する。
 昭和二十七年一月十四日
 郵政大臣 佐藤 栄作

●島根県告示（保解）第二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第二項及び第四十條に基き、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二條の規定により、次の保安林を解除する。
 昭和二十七年一月十四日
 島根県知事 恒松 安夫

●正誤
 一、島根県那賀郡利村字前浜二〇三の四
 以上島根県那賀郡利村長島田信博の申請に係るものであつて防風林の必要が消滅したものと認めらるる。二、島根県那賀郡利村大字村北字下三六一七六の八
 以上島根県那賀郡利村地地委員会長伊藤昇の申請に係るものであつて魚つき林の必要が消滅したものと認めらるる。

●内閣
 統計委員会
 統計委員会委員長 美濃部亮吉
 副委員長 小島 豊
 委員 池田 勇

第 7503 号

昭和27年1月14日 月曜日 官 報 第7503号 176

有価証券

貸付金	一三九一、一五〇〇〇
社員共済貸付金	一〇〇〇、〇〇〇
立替金	四二八、〇〇〇
未収金	七二、七七五
未収金	七〇〇、〇〇〇
未収金	八、五〇〇
未収金	四六、六三六
未収金	六、九〇八
未収金	七、四四〇

東洋一の温泉ホテル

加賀白雲楼

電話金沢 3181.3182

駅より自動車三十分

什器

繰越損失金	一七九八、八二二
当期損失金	三、一五四、九七七
繰越損失金	一、〇六三、六一五
当期損失金	六、一六九、〇九〇
繰越損失金	一、四二二、八六六
当期損失金	一、八〇五、〇〇〇
繰越損失金	二、五〇六、〇〇〇
当期損失金	四、八四七、七五〇
繰越損失金	二、〇二四、〇〇〇
当期損失金	二、一五〇、〇〇〇
繰越損失金	五、四八七、四六五
当期損失金	四、九〇〇、〇〇〇
繰越損失金	四、七〇〇、〇〇〇
当期損失金	一、〇〇〇、〇〇〇
繰越損失金	六、一六九、〇九〇
当期損失金	一、〇〇〇、〇〇〇

貸付金

貸付金	一四七、六九六
貸付金	九、五三〇
貸付金	一〇八、八三三
貸付金	二、五〇四
貸付金	三、三三四
貸付金	五、五三九
貸付金	一、五七〇
貸付金	一、四七六
貸付金	九、五三〇

借入金

借入金	三、〇〇〇、〇〇〇
借入金	五、〇〇〇、〇〇〇
借入金	三、六三三
借入金	八、二八七
借入金	六、九八五
借入金	二、一九四
借入金	六、七五〇
借入金	二、一六四
借入金	二、一七三
借入金	五、二二四
借入金	二、一七八
借入金	二、八九五
借入金	四、一七六

固定資産

固定資産	五、九四一、二五八
固定資産	五、四八五、二七九
固定資産	五、七〇七、〇九一
固定資産	一、八四五、〇八三
固定資産	一、八四五、〇八三
固定資産	二、〇〇〇、〇〇〇
固定資産	一、〇七三、三八六
固定資産	八、四三九、八八七
固定資産	三、四八二、八七四
固定資産	五、九〇〇、〇〇〇
固定資産	一、八四五、〇八三

第十六期決算公告

昭和三十六年十一月三十日現在

資本金	三、五三七、九四六
資本金	五、二八七、七〇九
資本金	三、一四〇、九四六
資本金	二、四三七、一〇〇
資本金	二、九五二、四〇〇
資本金	三、六一七、一六六

負債の部

支拂掛手形	五九七、二八〇
支拂掛手形	二、九六四、八四二
支拂掛手形	二、九〇〇、〇〇〇
支拂掛手形	四、七八七、七九六
支拂掛手形	四、九〇四、八〇〇
支拂掛手形	一、〇一四、一〇〇
支拂掛手形	七、四四一、四二九
支拂掛手形	一、〇三七、七三二
支拂掛手形	一、四〇〇、〇〇〇
支拂掛手形	三、〇〇〇、〇〇〇

4つの風邪薬

ひいたと思つたらすぐ、ムルチン感冒錠をお服み下さい。ひき始めにも、ひいてからも素晴らしい効きめを示す、4つの風邪薬が1錠で服める錠剤です。

●錠剤 15錠 100円 30錠 180円

●注射 2cc 10錠 120円

風邪を早く治す

ムルチン感冒錠

塩野義製薬株式会社

製品仕掛品

製品仕掛品	六、九二二、五五〇
製品仕掛品	六、三三四、〇八二
製品仕掛品	二、五三七、七〇三
製品仕掛品	三、一四三、九四七
製品仕掛品	二、三六三、六五三
製品仕掛品	二、三六三、六五三
製品仕掛品	三、七四〇、五六一
製品仕掛品	一、七五二、〇〇〇
製品仕掛品	四、〇〇〇、〇〇〇
製品仕掛品	一、七五二、〇〇〇

再評価剰余金

再評価剰余金	一、六八五、九七三
再評価剰余金	一、七〇〇、〇〇〇
再評価剰余金	一、七〇七、七一九
再評価剰余金	一、三三三、〇〇二
再評価剰余金	一、七五二、〇〇〇
再評価剰余金	一、七五二、〇〇〇

第十六期決算公告

昭和三十六年十二月

土地、建物、機械、什器	一、九二六、〇六五
土地、建物、機械、什器	一、九二六、〇六五
土地、建物、機械、什器	二、六四二、七六一
土地、建物、機械、什器	二、一五三、三五〇
土地、建物、機械、什器	一、九六五、四六〇
土地、建物、機械、什器	二、一五三、三五〇
土地、建物、機械、什器	一、九六五、四六〇
土地、建物、機械、什器	二、一五三、三五〇
土地、建物、機械、什器	一、九六五、四六〇

第六十七期決算公告

昭和三十六年十月三十一日現在

固定資産	一、五二〇、四六二
固定資産	三、七九四、九一八
固定資産	二、五七二、九二五
固定資産	四、二六〇、〇〇〇
固定資産	一、七二二、八四一
固定資産	四、七八一、九三九
固定資産	九、八五五、〇四五

借入金

借入金	五、〇〇〇、〇〇〇
借入金	三、〇二四、九二〇
借入金	一、五七五、〇九五
借入金	四、三七七、一三六
借入金	一、八一四、九四三
借入金	四、七四六、九七五
借入金	二、〇九〇、〇六三
借入金	一、八四八、九四六
借入金	五、一八六、八八一
借入金	九、八五五、〇四五

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日現在

号外 一月十四日付物価第二号二頁

定価 一ヶ月 二百四十円 一部 九円 送料 実費
公費 公費 八割 送料 一七字 印刷 千五百円
但し、委託等解散、投資、合併組織変更公告一件一回
広告料 広告 八割 送料 一七字 印刷 千五百円
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
電話九段(33)三二一五
振替東京一九〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

官報

号外(物価第二号)

告示

厚生省 物価庁告示第一号

昭和二十六年六月厚生省、物価庁告示第三号(抗菌性物質製剤検定規則第四條に規定する検定手数料を定める件)の一部を次のように改正する。

- 厚生大臣 橋本 龍伍
物価庁長官 周東 英雄
プロカインベンシリン、プロカインGの項を次のように改める。
プロカインベ 一万本 四、八〇〇 本 一、千 四、八〇〇
ニシリンG 形態 四、〇〇〇
ニシリンG ベルク 四、〇〇〇
ピリミジンベ ベルク 四、〇〇〇
ニシリンG 形態 四、〇〇〇
コリスチン錠の次に次の二項を加える。
ベニシリンスト 五千 五、〇〇〇 本 五〇〇
レプトマイシン 本 五、〇〇〇 本 五〇〇
ベニシリンジヒ 五千 五、〇〇〇 本 五〇〇
ドロストレプト 本 五、〇〇〇 本 五〇〇
マイシン

告示

日本専売公社告示第一号

昭和二十六年八月一日 物価庁 日本専売公社 告示第五号のうち、「一、収納価格(包装塩一トン当り)一三、〇〇〇円」とあるを「一、収納価格(包装塩一トン当り)一三、〇〇〇円」に改める。
昭和二十七年一月十四日
物価庁長官 周東 英雄
日本専売公社総裁 秋山孝之輔

裁判所公告

昭二十六年(一)第七号

福岡市黒金町七十八番地
申立人 株式会社平田織工場
右代表取締役 平田藤三郎
左記表示の証券について申立人より持人は昭和二十七年七月五日午前十時に当裁判所に其の権利を届出且証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がないときは其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十七日
熊本簡易裁判所
裁判官 安仁屋賢精

昭二十六年(一)第七号

一約束手形 一通
額面金額 金六万一千五百円也
支拂期日 昭和二十六年十二月二十日
振出地及支拂地 熊本市
支拂場所 熊本市株式会社肥後銀行
振出日 昭和二十六年十一月十七日
振出人 熊本市東唐人町、合資会社 岡山具服店代表社員岡山実
宛名人 なし
最終所持人 福岡市黒金町七十八番地、株式会社平田織工場右代表取締役 平田藤三郎

昭二十六年(一)第七号

別紙表示の貨物引換証に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月六日午前十時に当裁判所に権利を届出ると同時に貨物引換証を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合は其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年十二月十五日
須賀川簡易裁判所
裁判官 吉田吉次

昭二十六年(一)第七号

日本通運株式会社社都宮支店
貨物引換証 一通(選択無記名式第五百三十七号)
運送品の種類 動力鋸切機
運送品の重量 七十五斤

昭二十六年(一)第七号

荷造の種類 梓
荷造個数並に記号 一個積卸混載扱
通知書第三百三十九号
到達地 東北本線須賀川駅
荷受人氏名又は商号 室田製作所
荷造人氏名又は商号 相模源七郎
運送貨 二百三十四斤五十銭也
貨物引換証の作成地及びこの作成年月日 宇都宮市、昭和二十六年十一月十四日

昭二十六年(一)第七号

八戸市大字湊町字下條五番地、沢内電気工業所 申立人 沢内 益雄
右の者より別紙目録表示の証券について、公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月十日午前十時までに当裁判所に権利を届出、且つ証券を提出せられたい。若し右期日までに届出及提出のない場合はその無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十三日
八戸簡易裁判所
裁判官 橋本匡也

昭二十六年(一)第七号

一種類 日本通運株式会社池袋支店貨物引換証
数量 貨物引換証一通
記号番号 第九三九号
発行店 日本通運株式会社池袋支店
支店長佐野一孝
作成年月日 昭和二十六年九月五日
本証券作成地 東京都豊島区
荷受人住所氏名又は商号 東京都文京区大塚坂下町一八七高橋電気工業所
荷受人住所氏名又は商号 八戸市湊町下條五番地内電気工業所
品名荷造個数記号 発電機(木杵入)一個
重量又は容積 三百三十斤
運賃料金及び諸掛金 金一千七百五十円也
到着地及着扱店名 八戸線鮫駅八戸通運株式会社支店

昭二十六年(一)第七号

北海道札幌市南區南一条五丁目
別紙表示の証券に付、前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月三十日午前九時に当裁判所に権利を届出ると同時に証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合は其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十四日
本別簡易裁判所
裁判官 佐藤多一

昭二十六年(一)第七号

に証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十日
浦河簡易裁判所
裁判官 高村 貢

昭二十六年(一)第七号

貨物引換証 一通
記号番号 加茂(直)第一一四号
運送品の種類、重量又は容積及びその荷造の種類、個数並に記号 機関部品透箱一個、七五並
運送品価格 金一万五千五百円也
発行所 新潟県南蒲原郡加茂町大字加茂千二百二十一番地、日本通運株式会社三條支店加茂営業所支店
長代理営業所長川崎清松
荷受人 新潟県加茂町新瀧鉄工所加茂工場
作成地 新潟県加茂町
到着地及び取扱人 日高線様似駅日高線通運株式会社様似営業所
発行年月日 昭和二十六年七月三十一日
最終所持人 沢静雄

昭二十六年(一)第七号

北海道中川郡西足寄町字足寄太五八線八番地
申立人 真鍋伝次郎
別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月十二日午前十一時に当裁判所に権利を届出ると同時に証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合は其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十四日
本別簡易裁判所
裁判官 佐藤多一

昭二十六年(一)第七号

一種類 貨物引換証
数量 荷造個数二百二十五箇
運送品価格 十六万八千七百五十円
記号番号 新津第一五七号
発行所 東部通運株式会社
発行年月日 昭和二十六年十月十三日
荷受人 新津市寺裏通り一の一四四五 北越商事新津出張所
荷受人 網走線足寄駅真鍋伝次郎 車号 ワム五二九九五号

昭二十六年(一)第七号

東京都中央区日本橋兜町一の一
申立人 野村証券株式会社
右代表者 平山亮太郎
右代理人 赤護士 岡本 尚一 北村金太郎
別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十二日午前十時に当裁判所に権利を届出ると同時に証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合は其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十四日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康

昭二十六年(一)第七号

丸善石油株式会社株式一百株
一株の拂込金額 五十円也
内訳
記番号 へ乙八八三三、五十株券一枚
最終株主 橋本徳三
記番号 へ乙二〇〇八、五十株券一枚
最終株主 清水卯三郎
所持人 野村証券株式会社大阪支店
代表者 平山亮太郎

昭二十六年(一)第七号

東京都世田谷区大子堂町四〇〇番地
申立人 山口 忠勝
別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十九日午前十時に当裁判所に権利を届出ると同時に証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合は其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十三日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 緑

昭二十六年(一)第七号

株式会社松屋株式十株券一枚
記号番号 ち第一四一三三号
額面金額 金五百円
一株の金額 金五十円(金額拂込済)
発行年月日 大正十四年三月一日
最終の株主名義人 山口忠勝

昭和三十六年(一)第三七三三号

東京都中央区日本橋兜町一の一
東京証券株式会社
申立人 野村証券株式会社
右代表取締役 平山亮太郎
右代理人 弁護士 岡本 尚一

別紙表示の株券に付前記申立人より
公示催告の申立があつたから其所持人
は昭和二十七年七月二十二日午前十時
迄に当裁判所に権利を届出ると同時に
株券を提出されたい。若し右期日迄に
届出及提出がない場合には其の無効を
宣言することがある。

昭和三十六年十二月十四日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康

(別紙) 目録
鐘淵紡績株式会社株式六百六株
拂込金額 一株金五十円也

記号番号 旧株五十株券一十二枚、
丙自第一二九七四号至第一二九八
五号、旧株一株券六枚甲自第五一
一一八号至第五一一二二二号

発行者 鐘淵紡績株式会社
最終名義人 第一証券株式会社常務
取締役 野村証券株式会社
所持人 野村証券株式会社

昭和三十六年(一)第四六二二号

別紙表示の株券に付前記申立人より
公示催告の申立があつたから其所持人
は昭和二十七年七月二十二日午前十時
迄に当裁判所に権利を届出ると同時に
株券を提出されたい。若し右期日迄に
届出及提出がない場合には其の無効を
宣言することがある。

昭和三十六年十二月十四日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙) 目録
横濱市磯子区西根岸下町六五
申立人 中野 マツ

(大阪府南河内郡日置村東初芝二
四八) 同 村田 卯之松

(浜松市中島町二四六六) 同 玉越 真一

(小田原市幸四丁目五六八) 同 鈴木 五六

昭和三十六年(一)第六二二六号

東京都中央区日本橋兜町一丁目一
大東証券株式会社
申立人 鈴木 駒雄
右代表取締役 田中 はな
右代理人 弁護士 植谷 壽秋

別紙表示の株券に付前記申立人より
公示催告の申立があつたから其所持人
は昭和二十七年七月二十二日午前十時
迄に当裁判所に権利を届出ると同時に
株券を提出されたい。若し右期日迄に
届出及提出がない場合には其の無効を
宣言することがある。

昭和三十六年九月一日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙) 目録
平和不動産株式会社株式一百株、一
株額面金五十円全額拂込済

記号番号 (イ)百円(二)株券一
二五二八四(三)百五十円(五)株券一
一〇四八三(四)百五十円(五)株券一
一七四六三、百五十円(三)株券一
券一五八二七(一)百円(四)株券一
六〇七七八(七)百五十円(六)株券一
六五二五三、百五十円(五)株券一
一三八四一(一)百円(六)株券一
一五九四(四)百五十円(九)株券一
一五七七二、百五十円(三)株券一
五九二二一(一)百円(四)株券一
一〇九二(二)百円(四)株券一
二三四(四)百円(八)株券一
六八五四
〇、三百五十円(七)株券一
六四
五七、同券一
一九四六一(一)三百五
十円(七)株券一
二五八八五
五十四(三)株券一

最終名義人 木村駒一
株額面 金五千元
株券枚数 二千四百(百株)券六枚
記号番号 第八新甲九三二一、同九
三二二、第九新甲一〇九一四、
同一一〇九一五、同三五八九二、
同三五八九三

昭和三十六年(一)第四七三三三号

別紙表示の株券に付前記申立人より
公示催告の申立があつたから其所持人
は昭和二十七年七月二十二日午前十時
迄に当裁判所に権利を届出ると同時に
株券を提出されたい。若し右期日迄に
届出及提出がない場合には其の無効を
宣言することがある。

昭和三十六年十二月十四日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康

(別紙) 目録
日本鋳造株式会社株式一百株、同上
額面及枚数 五千円(百株)券一枚
記号番号 B一〇四四五九
発行年月日 昭和二十四年八月二十
五日

最終名義人 木村駒一
株額面 金五千元
株券枚数 二千四百(百株)券六枚
記号番号 第八新甲九三二一、同九
三二二、第九新甲一〇九一四、
同一一〇九一五、同三五八九二、
同三五八九三

昭和三十六年(一)第六二二六号

東京都中央区日本橋兜町一丁目一
大東証券株式会社
申立人 鈴木 駒雄
右代表取締役 田中 はな
右代理人 弁護士 植谷 壽秋

別紙表示の株券に付前記申立人より
公示催告の申立があつたから其所持人
は昭和二十七年七月二十二日午前十時
迄に当裁判所に権利を届出ると同時に
株券を提出されたい。若し右期日迄に
届出及提出がない場合には其の無効を
宣言することがある。

昭和三十六年九月一日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙) 目録
東宝株式会社株式一千株、一株額面
金二十円全額拂込済

記号番号 (イ)第八新甲二三四九四、
同二九八九〇、(四)第九新甲五九二
七三、同八一九〇、(四)同八一九〇
九、同八一九〇、(四)同八一九〇三
六、(四)同八一九〇三、(四)同八一九
〇六、(四)同八一九〇六一

最終名義人 鈴木俊平
株額面 金五千元
株券枚数 二千四百(百株)券六枚
記号番号 第八新甲二三四九四、
同二九八九〇、(四)第九新甲五九二
七三、同八一九〇、(四)同八一九〇
九、同八一九〇、(四)同八一九〇三
六、(四)同八一九〇三、(四)同八一九
〇六、(四)同八一九〇六一

昭和三十六年(一)第四七三三三号

別紙表示の株券に付前記申立人より
公示催告の申立があつたから其所持人
は昭和二十七年七月二十二日午前十時
迄に当裁判所に権利を届出ると同時に
株券を提出されたい。若し右期日迄に
届出及提出がない場合には其の無効を
宣言することがある。

昭和三十六年十二月十四日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康

(別紙) 目録
株式会社日立製作所発行株式三百株株
券四枚

記号番号 (イ)五甲四三一八一(ウ)五甲
五九二七二、五乙一〇四八六(ウ)五
乙五〇六七
株額面 金五千元
株券枚数 二千四百(百株)券六枚
記号番号 第八新甲九三二一、同九
三二二、第九新甲一〇九一四、
同一一〇九一五、同三五八九二、
同三五八九三

昭和三十六年(一)第六二二六号

東京都中央区日本橋兜町一丁目一
大東証券株式会社
申立人 鈴木 駒雄
右代表取締役 田中 はな
右代理人 弁護士 植谷 壽秋

別紙表示の株券に付前記申立人より
公示催告の申立があつたから其所持人
は昭和二十七年七月二十二日午前十時
迄に当裁判所に権利を届出ると同時に
株券を提出されたい。若し右期日迄に
届出及提出がない場合には其の無効を
宣言することがある。

昭和三十六年九月一日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙) 目録
富山県中新川郡水橋町西水橋中町
六〇一 申立人 川村 松美

記号番号 (イ)第八新甲二三四九四、
同二九八九〇、(四)第九新甲五九二
七三、同八一九〇、(四)同八一九〇
九、同八一九〇、(四)同八一九〇三
六、(四)同八一九〇三、(四)同八一九
〇六、(四)同八一九〇六一

最終名義人 鈴木俊平
株額面 金五千元
株券枚数 二千四百(百株)券六枚
記号番号 第八新甲二三四九四、
同二九八九〇、(四)第九新甲五九二
七三、同八一九〇、(四)同八一九〇
九、同八一九〇、(四)同八一九〇三
六、(四)同八一九〇三、(四)同八一九
〇六、(四)同八一九〇六一

昭和三十六年(一)第四七三三三号

別紙表示の株券に付前記申立人より
公示催告の申立があつたから其所持人
は昭和二十七年七月二十二日午前十時
迄に当裁判所に権利を届出ると同時に
株券を提出されたい。若し右期日迄に
届出及提出がない場合には其の無効を
宣言することがある。

昭和三十六年十二月十四日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康

(別紙) 目録
武蔵野市吉祥寺八八三
申立人 米谷 未生

記号番号 (イ)五甲四三一八一(ウ)五甲
五九二七二、五乙一〇四八六(ウ)五
乙五〇六七
株額面 金五千元
株券枚数 二千四百(百株)券六枚
記号番号 第八新甲九三二一、同九
三二二、第九新甲一〇九一四、
同一一〇九一五、同三五八九二、
同三五八九三

昭和三十六年(一)第七二二五号

東京都中央区日本橋兜町一丁目一
大東証券株式会社
申立人 鈴木 駒雄
右代表取締役 田中 はな
右代理人 弁護士 植谷 壽秋

別紙表示の株券に付前記申立人より
公示催告の申立があつたから其所持人
は昭和二十七年七月二十二日午前十時
迄に当裁判所に権利を届出ると同時に
株券を提出されたい。若し右期日迄に
届出及提出がない場合には其の無効を
宣言することがある。

昭和三十六年九月一日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙) 目録
石川島重工業株式会社百株券一枚、十
株券七枚、二株券一枚

記号番号 B丁(百株券)第六八四八
号、B乙(十株券)自第七〇二八号
至第七〇三〇号、B(二株券)第三
〇五四号、A乙(十株券)自第七一
〇三三号至第七一〇六号

最終名義人 玉田重吉
株額面 金五千元
株券枚数 二千四百(百株)券六枚
記号番号 第八新甲九三二一、同九
三二二、第九新甲一〇九一四、
同一一〇九一五、同三五八九二、
同三五八九三

昭和三十六年(一)第七二二五号

別紙表示の株券に付前記申立人より
公示催告の申立があつたから其所持人
は昭和二十七年七月二十二日午前十時
迄に当裁判所に権利を届出ると同時に
株券を提出されたい。若し右期日迄に
届出及提出がない場合には其の無効を
宣言することがある。

昭和三十六年十二月十四日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙) 目録
石川島重工業株式会社百株券一枚、十
株券七枚、二株券一枚

記号番号 B丁(百株券)第六八四八
号、B乙(十株券)自第七〇二八号
至第七〇三〇号、B(二株券)第三
〇五四号、A乙(十株券)自第七一
〇三三号至第七一〇六号

最終名義人 玉田重吉
株額面 金五千元
株券枚数 二千四百(百株)券六枚
記号番号 第八新甲九三二一、同九
三二二、第九新甲一〇九一四、
同一一〇九一五、同三五八九二、
同三五八九三

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 三円
(官報本紙記者)
(には無料添付)
送利 興 行
東京都新宿区市谷本町
電話九段五三一 官報部
振替東京二〇〇〇